

利用者の皆様へ

(仮称) 西谷津広場について

(仮称) 西谷津広場の利用方法等については次のとおりです。

- 広場の利用目的は基本的には運動・スポーツになります。
それ以外での利用については財産活用課までお問い合わせください。
利用時間は午前6時から午後5時までです。
土・日・祝日も利用できます(12月29日～1月3日を除く)。
- 広場を利用する場合、利用日の7日前まで(例:利用日が水曜日の場合は前週の火曜日まで、提出日が土日祝日の場合は直前の平日まで)に「(仮称)西谷津広場使用届」を提出してください(個人や家族等での利用の場合は不要です)。
受付窓口は水戸市役所3階の財産活用課(303窓口)です。
FAXやメール、郵送でも受け付けますが、初めて広場を利用する場合のみ、お手数ですが直接窓口へお越しください。
なお、使用届は施設の利用状況を把握するためのもので、独占的な利用を認めるものではありませんので、他の利用者がある場合は利用者同士で譲り合ってください。
- 広場を利用する際は、現地に設置されている看板や裏面の注意事項を守り、他の利用者や広場周辺の住民の方々のご迷惑にならないよう心がけてください。
- 各自が出したゴミや空き缶等は、各自でお持ち帰りください。
広場内の物置に組み立て式テントを備え付けておりますが、普段は施錠してありますので、使用したい場合は財産活用課までご連絡ください。
組み立て式テント等、設備や器具を使用した場合は、元の位置に戻してください。
広場内の設備や器具を破損した場合は、財産活用課へご連絡ください。
- 広場は現在整備中のため、工事実施等により長期間利用できなくなる場合がありますのでご承知おきください。
また、現在の利用方法は暫定的なものであり、将来的に変更になる場合がありますので、合わせてご承知おきください。

問合せ先

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市総務部財産活用課 財産活用係

電話 029-232-9135

FAX 029-224-1144

mail property@city.mito.lg.jp

※受付時間は平日の午前8時30分～
午後5時までです。

(仮称) 西谷津広場の利用に関する注意事項

- 施設の利用時間は午前 6 時から午後 5 時までです。
- 利用者同士で譲り合っご利用ください(使用届は独占的な利用を認めるものではありません)。
- 施設内での以下の行為はお控えください。
 - ・火気の使用(花火を含む)
 - ・ゴルフの練習等, 他の利用者に危険を及ぼす恐れのある行為
 - ・駐車場及び園路以外への車両の乗り入れ, 駐停車
 - ・施設利用者以外の駐車場及び園路への駐停車
- ゴミや空き缶, 犬のふん等は各自でお持ち帰りください。
- 利用者の故意又は過失による事故, 怪我, 車両に関するトラブル等については, 一切責任を負いません。
- 施設の利用方法等については, 水戸市総務部財産活用課にお問い合わせください。

問合せ窓口：水戸市総務部財産活用課 電話 0 2 9 - 2 3 2 - 9 1 3 5

窓口の受付時間は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時です。